

議案第40号

羽生市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

羽生市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前					
別表（第1条関係）				別表（第1条関係）					
職名		区分	報酬の額	旅費の額	職名		区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会 ～羽生市学校運営協議 会委員		(略)	(略)	(略)	教育委員会 ～羽生市学校運営協議 会委員		(略)	(略)	(略)
学校 医	一般 医(歯 科医 及び 眼科 医を 除く。)	(略)	(略)		学校 医	一般 医(歯 科医 及び 眼科 医を 除く)	(略)	(略)	
	歯科 医・ 眼科 医	(略)	(略)			歯科 医・ 眼科 医	(略)	(略)	
学校薬剤師 ～土地区画 整理評価員		(略)	(略)		学校薬剤師 ～土地区画 整理評価員		(略)	(略)	
選挙長（無		1回	12,200		選挙長（無		1回	10,800	

投票のときは、 <u>半額とする。</u>)		円	投票のときは半額とする)		円
開票管理者	1回	<u>12,200</u> 円	開票管理者	1回	<u>10,800</u> 円
投票所の投票管理者	日額	<u>14,500</u> 円	投票所の投票管理者	日額	<u>12,800</u> 円
期日前投票所の投票管理者	日額	<u>12,800</u> 円	期日前投票所の投票管理者	日額	<u>11,300</u> 円
選挙立会人 (無投票のときは、 <u>半額とする。</u>)	1回	<u>10,100</u> 円	選挙立会人 (無投票のときは <u>半額とする</u>)	1回	<u>8,900</u> 円
投票所の投票立会人	日額	<u>12,400</u> 円	投票所の投票立会人	日額	<u>10,900</u> 円
期日前投票所の投票立会人	日額	<u>10,900</u> 円	期日前投票所の投票立会人	日額	<u>9,600</u> 円
開票立会人	1回	<u>10,100</u> 円	開票立会人	1回	<u>8,900</u> 円
羽生市表彰審査会委員 ～羽生市男女共同参画審議会委員	(略)	(略)	羽生市表彰審査会委員 ～羽生市男女共同参画審議会委員	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日

を公示され、又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は同条の規定による投票については、なお従前の例による。

令和7年6月20日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明